

前橋市監査委員公表第28号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月4日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美 咲 子

農政部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年11月27日～令和6年1月17日

措置通知書提出日 令和6年2月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：農政課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 施設の貸付契約について</p> <p>財務規則第199条第2項において、普通財産の貸付けをしようとするときは、契約書によるものとしている。</p> <p>しかし、ふれあい館農産物直売所において、農政課が所管する普通財産である富士見町石井1560番374の土地120.45㎡は、農事組合法人が敷地の一部として使用しているが、貸付契約書から漏れていたため、適正な貸付契約を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 施設の管理について</p> <p>施設の管理については財務規則第184条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、現状と公有財産台帳及び図面等との符合及び適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定している。</p> <p>しかし、ふれあい館農産物直売所において、敷地内の市が貸付けしている建築物と農事組合法人が建築した建築物とが混在しているが、農政課はどちらがどの建築物を所有しているかなどを明確に把握できていなかった。</p> <p>不特定多数の人たちが利用する施設のため、敷地内でのトラブルや事故などの際、責任の所在を明確にするためにも財務規則にのっとり、敷地内の建築物等の所有を明確に把握されたい。</p> <p>また、当該敷地は令和2年9月1日から都市計画区域に編入されたが、それ以前は建築基準法の建物単体のみが規制の対象で、建築確認申請書により確認が行われていた。都市計画区域に編入後は、敷地も含めて都市計画法及び建築基準法並びに関連法令が適用となったことから、改めて法令に適合しているかについて確認をされたい。</p>	<p>監査結果に基づき、ふれあい館農産物直売所における農事組合法人との貸付契約書について、漏れていた土地（富士見町石井1560番374 120.45㎡）を含めた変更契約書を締結し、適正な貸付契約となるよう改善した。</p> <p>監査結果に基づき、ふれあい館農産物直売所の敷地内にある建築物において、農事組合法人とそれぞれの所有について、配置図を作成し改めて確認を行った。</p> <p>また、都市計画区域編入後、当該建築物等が関係法令に適合しているかについては、令和6年度に実施予定の建築基準法に基づく法定点検の際に併せて確認することとした。</p>

水道局定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年11月27日～令和6年1月17日
措置通知書提出日 令和6年2月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：浄水課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約書の記載事項について</p> <p>敷島浄水場ツツジ樹木管理業務の契約書において、水道局契約規程第52条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていないかった。</p> <p>水道局契約規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：下水道整備課】</p> <p>1 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 使用されていない給排水設備について</p> <p>下水道整備課で管理する今井地区集落排水処理施設の北側に隣接する公園において、屋外トイレは、ドアが複数回にわたり壊されたために使用を中止している。また、水飲み場も給水中止により使用できず、2年間ほどこうした状態が続いている。</p> <p>トイレのドアは修理をしても、再度壊されるおそれがあるため、これらの給排水設備は長期間にわたり使用中止としているが、このまま更に放置することは水道局会計規程上、善良で適切な施設管理が行われているとは言い難いため、修繕又は撤去について今後の在り方を検討されたい。</p> <p>(2) 用地の利活用について</p> <p>今井地区集落排水処理施設の南側用地は、平成15年度に汚泥コンポスト用地として2,726㎡を取得したが、平成17年度に計画が中止となり、更地のまま現在まで活用されず、維持管理のみを行っている。</p> <p>毎年土地の維持管理費の負担が必要となることを踏まえ、用地の利活用について早期に検討されたい。</p>	<p>今後は、水道局契約規程にのっとり適正な契約事務が行えるよう、係長、正副担当者の複数の職員による書類のチェック体制を徹底し、令和6年度使用予定の敷島浄水場ツツジ樹木管理業務の契約書ファイルに契約保証金に関する記載をしておき、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>再発防止対策として、契約書の記載事項や過去の監査指摘事項を含めた契約規程等についての研修を実施し、適正な事務処理を行うよう改めて周知徹底を図った。</p> <p>監査結果に基づき、今井地区集落排水処理施設の北側に隣接する公園の屋外トイレ及び水飲み場について、長期間にわたり使用を中止しているが、給排水設備の必要性について利用状況を鑑み、城南地区自治会連合会と協議した結果、撤去する了承が得られたことから、令和5年度末までに撤去するよう工事発注を行った。</p> <p>今井地区集落排水処理施設の南側用地は、現在、道路建設課で進めている都市計画道路・木瀬城南通線の新規道路事業により用地の一部が買収予定となっている。</p> <p>そのため局内で協議をした結果、令和6年度に買収範囲が決定する予定のため、そのスケジュールに合わせて、今後の利活用について検討を進めていきたい。</p>